

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構（以下「機構」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第89条及び同法第196条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当及び旅費（宿泊費を含む。）をいう。

(報酬の支給)

第3条 機構は、理事長、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は、理事会出席等、必要な都度、定額を支払うこととし、常勤役員の報酬は月額とし、毎月21日（休日にあたるときは、その直前の休日でない日）に支給することができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与として年2回（6月と12月の機構が定める日）、月額報酬の100分の100を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長に対する報酬は、日額33,600円とする。

- 2 常勤役員の報酬は、月額530,000円とする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当は、非課税の範囲内で、報酬と同日に支給する。

(旅費)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した旅費については、旅費規程に準じて支給する。

(保険関係)

第7条 常勤役員に対する健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等の適用については、それぞれの法律の定めるところによる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 17 日から適用する。